

二宮町地域公共交通活性化協議会の会議及び会議記録の公開に関する取扱要領 (改正案)

(趣旨)

第1条 この要領は、二宮町地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の会議及び会議記録の公開に関し、必要な事項を定める。

(協議会の公開)

第2条 協議会は公開とする。ただし、次のような情報を含む事項を審議する場合には、協議会の決定により、非公開とすることができる。

- (1) 個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、公開すると個人の権利利益を害するおそれがある情報
- (2) 法人等に関する情報であって、公開すると法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報

(協議会開催の周知)

第3条 前条の規定に基づき、協議会を公開する場合、協議会の開催について1週間前までに公表することとする。ただし、協議会を緊急に開催する必要が生じたとき等やむを得ない場合はこの限りでない。

2 公表の方法は、町ホームページへの掲載その他の方法により行うこととする。

(協議会の傍聴)

第4条 協議会の公開は、協議会の傍聴を希望する者に協議会の傍聴を認めることにより行う。

2 協議会の傍聴に関する必要な事項は、別に定める。

(会議記録の公開)

第5条 協議会の会議記録は、協議会の終了後、町のホームページに掲載することにより公開する。

2 前項で規定する会議記録は、会議の内容を要約したものとする。

3 協議会当日の資料については、その内容が第2条第1号及び第2号に該当する事項を除き、協議会の事務局である二宮町政策部企画政策課において、一般の閲覧に供するものとする。

(委任規定)

第6条 この要領に定めるものを除くほか、協議会の会議の公開に関して、必要な事項については、会長が決定することとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成 23 年 8 月 4 日から施行する。

附 則

この要領は、公布の日から施行する。